〇昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号(無線局運用規則第十八条の二の規定による無線局が同規則の規定によることが困難 であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例)の改正案新旧対照条文

九 (略)	びに付近の航路標識との位置関係その他の当該船舶を特定で	(船名が不明であるときは、当該船舶の進行方向及び速力並)	船舶局の識別信号に代えて、当該船舶局のある船舶の船名	八 識別信号の不明な船舶局を呼び出す場合にあつては、当該	一~七 (略) 一~七 (略)	る。	動業務又は携帯移動業な	則第十八条及び第三十-	昭和三十四年十一月和	例を次のように定める。	が困難であるか不合理	第十八条の二の規定により、	無線局運用規則(昭和	改 正 案	
							移動業務の無線局の通信方法の特例)は、廃止す	第三十九条の二の規定による固定業務、陸上移	十一月郵政省告示第八百五十九号(無線局運用規		が困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特	より、無線局が同規則の規定によること	無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)	現行	(傍線部分は改正部分)